

印鑑登録等の各種手続きが変更・便利になります ～戸籍住民係からのお知らせ～

○夜間窓口開設

役場本庁税務住民課戸籍住民係および清和支所税務住民係では、月に一度通常午後5時15分までの窓口を午後8時まで開設し、下記の事務について取り扱いを行いますのでお仕事等の都合で平日の日中に役場への来庁が難しい方などはこの機会にぜひご利用ください。5月以降の開設日については、決定次第お知らせします。

開設日時 4月15日（水）午後8時まで

開設窓口 本庁税務住民課戸籍住民係、清和支所税務住民係

取扱事務 マイナンバーカード交付・更新・申請手続き、パスポートの交付（本庁のみ）
各種証明書の交付（税証明を除く。印鑑登録も可）

○マイナンバーの通知カードが廃止されます

本年5月をもってマイナンバーの通知カードが廃止になります。現在お持ちの通知カードに住所等の変更がない場合は、そのままマイナンバーを証明するものとしてご使用が可能です。変更があった場合は使用できなくなります。

また、通知カードの紛失による再交付や、出生、海外からの転入に伴う新規交付は行われなくなりますので、ぜひマイナンバーカード（無料）の取得をお勧めします。

これから、マイナンバーカードを利用した様々なサービスが始まります。まだマイナンバーカードを取得されていない方はぜひご検討ください。スマホやパソコンから簡単・便利に申請できます！

○旧姓（旧氏）での印鑑登録が可能になりました

住民票へ旧姓の記載が可能になったことから、印鑑登録に使用する印鑑も住民票に記載されている旧姓を使用することができるようになりました。

注意事項 ・旧姓での印鑑登録をされる場合は、先に住民票への旧姓記載の届け出が必要です。
・登録できる印鑑は1人1つのみです。旧姓と現在の姓での2つの登録は出来ません。

○成年被後見人の印鑑登録が可能になりました

印鑑の登録資格が見直され、成年被後見人の方も印鑑の登録ができるようになりました。

成年被後見人の方が印鑑登録を申請する場合は、成年被後見人ご本人が窓口に来庁され、かつ法定代理人が同行している場合に限り申請が可能です。

○証明書用紙が山都町オリジナルデザインの用紙に変わります

住民票等の各種証明書にはコピー等による不正利用を防止するため、改ざん防止用紙を使用しております。この度、山都町オリジナルデザインの改ざん防止用紙を作成しました。現在の用紙の在庫がなくなり次第、オリジナルデザインの用紙による発行を開始いたします。

○出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出をされる方へお願い

国勢調査実施年の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、出生、死亡、死産があつて届け出られる方と、この期間に婚姻・離婚の届出をされる方は、届書に職業と産業（死亡届のみ）のご記入をお願いいたします。

手続き窓口および問合せ先 税務住民課 戸籍住民係 ☎ 72-1172
清和支所 税務住民係 ☎ 82-2113 蘇陽支所 税務住民係 ☎ 83-1113

学校の将来像を描こう vol.4 ～山都町学校規模適正化検討委員会～

山都町では小・中学校がそれぞれ独立した小学校6年間、中学校3年間の学校制度となっていますが、それ以外の学校制度について小中一貫教育があります。

今回は第2回山都町学校規模適正化委員会で説明を行いました小中一貫教育について掲載します。

○小中一貫教育とは

義務教育においては、小学校6年間・中学校3年間の学校制度が基準となっています。

これまで、小中学校が連携して、学校行事や特別活動などで一緒に取り組んだりする「小中連携」は以前から行われてきました。小中一貫教育では、小中学校の9年間を通して一貫したカリキュラムを編成し、小学校で行われている教育と中学校で行われている教育の課程を調整する一貫した学校制度になります。その小中一貫教育を行う学校を「小中一貫校」と言います。

「小中一貫教育」のねらいは、大きく2つあります。

一つ目は、小中学校の教職員の人的交流を行い、子どもの「学力観」「指導観」「評価観」の共有を図り、授業改善の促進と学力向上を目指します。実際に、中学校の先生が小学校で教えたり、小中学生が一緒になった授業等も行う事も出来ます。

二つ目は、中学校へ入学すると、授業内容が専門化したりするなど、子どもたちにさまざまな変化が訪れます。中には、新しい環境に慣れるまで力を発揮できにくい子どもや、周囲になじめず疎外・いじめにつながるケースもあります。一貫教育により、小中学校間の情報交換などが頻繁に行われれば、児童生徒に対するきめ細やかで適切な対応を効果的に行えるメリットがあります。一方で、子どもたちの人間関係の固定化、小学校高学年のリーダー性の育成をどうするかなどの課題があります。

○小中一貫校について

小中一貫校には、義務教育学校と小中一貫型学校があります。

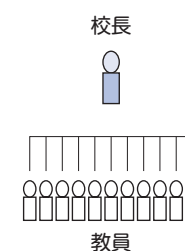
【義務教育学校】

- 一人の校長の下で一つの教職員集団が一貫した教育課程を編成し、小学校課程から中学校課程までの9年間の義務教育を一貫して行います。
- 学年の区切りを、小学校6年・中学校3年から、「5年・4年制」や「4年・3年・2年制」などを設定し9年間を通して一貫したカリキュラムを編成することができます。また、義務教育学校の教員は小学校・中学校の両方の免許を持つことが原則となっているので、小学生のうちから中学校の教員免許（専門教科）を持つ先生から指導を受けることができます。

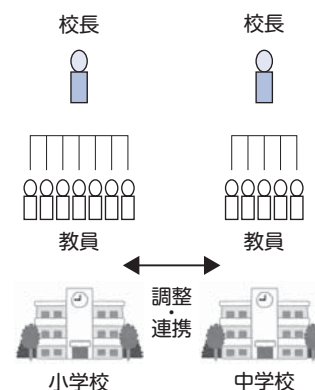
【小中一貫型学校】

- 学校間で調整を行い、小中一貫カリキュラムを作成したり、専科による授業や、交換授業等を利用して小学校の教科担任制を実施します。小中合同行事の開催を必要に応じて行います。
- 既存の小学校及び中学校の基本的な枠組みは残したまま、義務教育学校に準じた形で9年間の教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育過程を編成・実施する学校です。

【義務教育学校のイメージ図】



【小中一貫型学校のイメージ図】



問合せ先 事務局 学校教育課 ☎ 72-0443